

# 大学附属病院等のガバナンス改革について(イメージ)

特定機能病院は高度医療を提供する使命 ⇒ 高度な医療安全管理体制の確保が必要

法

改革前

開設者(理事会等)  
業務報告書の提出のみ

任命

理事会等による  
モニタリング

監査委員会  
(医療安全)

チェック・牽制

特定機能病院

管理者(病院長)

- ・十分な権限がない
- ・サポート体制が不十分

改革後

開設者(理事会等)

管理者が医療安全管理等を適切に行うことを  
担保するための体制確保を義務付け

法

理事会  
等に参画

審査

選考  
委員会

選任方法を  
透明化

任命

有識者  
会議

チェック・牽制

監査委員会  
(医療安全)

特定機能病院

管理者(病院長)

- ・職務権限を明確化
- ・サポート体制を充実

法

病院運営に関する会議  
・重要事項を審議

<管理者の選任方法の透明化>

- ・管理者(病院長)に求める資質・能力基準を予め定めて公表
- ・広く候補者を募り、選考委員会といった合議体で厳正に審査
- ・任命権者が選考し、選考の結果・過程・理由を公表

<その他の取組>

- ・コンプライアンスに係る体制の整備
- ・内部規程の公表や業務報告書を通じた情報開示の推進

注: 赤字は新たに定める事項。法人のガバナンス構造によって、上記模式図と異なることがある。